



国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先  
(所属) 自動車交通部旅客第一課  
(担当) 谷口、永原  
(電話) 06-6949-6445

令和8年5月11日

## 京阪バス株式会社の乗合事業に対する 文書警告について

近畿運輸局は、下記の乗合バス事業者に対して調査を実施したところ、法令違反を確認したため、文書による警告を行いましたので、お知らせします。

### 1. 対象事業者及び営業所名

京阪バス株式会社（法人番号 5130001010526）  
京田辺営業所（京都府京田辺市田辺茂ヶ谷20番地）

### 2. 違反の概要及び条項

令和8年1月11日（日）、樟葉長尾線95号経路、国道招提停留所8時14分発において、4秒前に発車させ、その先の停留所以降4か所の停留所においても、掲示された時刻より前に発車させていた。

○早発の禁止違反  
（道路運送法第27条第3項違反）  
（旅客自動車運送事業運輸規則第12条違反）

### 3. 行政処分等年月日

令和8年5月11日

### 4. 行政処分等の内容

文書警告

### 5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 0点  
当該事業者が付された累積違反点数 0点

配布先：青灯クラブ、近畿運輸局記者会（ハイタク部会）、京都府政記者クラブ